

入札公告

一般競争入札（総合評価落札方式（簡易型））【若手・女性技術者配置促進方式】

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告に記載の業務は、担い手の中長期的な育成及び確保を目的とした「若手・女性技術者配置促進方式」の試行業務である。

令和 6 年 2 月 6 日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局 岩手河川国道事務所長 近藤 修

1. 業務概要

- (1) 業務名 八幡平山系出水時等砂防施設巡視業務
(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)
- (2) 業務の目的
本業務は、岩手管内砂防事業区域において、出水時および地震等による土砂災害の発生や既設砂防施設の状況を把握するため、臨時巡視等を行うものである。
- (3) 業務内容
 - ・出水時等砂防施設巡視 1 式
 - ・流砂量観測 1 式
- (4) 履行期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日
- (5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が 500 万円を超える場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務は、予定価格が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (7) 本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り、電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。
- (8) 本業務は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。
- (10) 業務参考見積り
本業務の流砂量観測の計画準備、現地調査、流砂量観測、流量観測、水位流量曲線作成、報告書作成は、標準積算基準の歩掛が設定されていないため、競争参加資格確認申請者に業務参考見積りを依頼し、その平均的な見積りを参考に歩掛を設定する。
なお、業務参考見積りの提出に必要な見積り条件は、個別入札説明書による。
- (11) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。
- (12) 契約締結日は令和 6 年 4 月 1 日、契約期間の始期は令和 6 年 4 月 1 日とする。ただし、4 月 2 日以降に予算が成立した場合は、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2. 競争参加資格

(1) 基本的要件

① 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 競争参加資格確認申請書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 5・6 年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（共通入札説明書参照）。

(3) 同種又は類似業務の実績

下記①又は②のいずれかの実績を有すること。ただし、①及び②は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 25 年度以降公告日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

① 同種業務：砂防施設点検

② 類似業務：砂防調査測量または河川測量

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された海外実績は、国内業務の実績と同様に評価する。

- (4) 上記 (3) ①又は②の実績として挙げた業務成績が 65 点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- (5) 個別入札説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が 60 点以上であること。ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。
- (6) 岩手県、青森県、秋田県、宮城県内に本店があること。
- (7) 配置予定技術者に対する要件
配置予定技術者に対する要件は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。
- (8) 競争参加資格確認申請書の記載内容において、次の事項に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は、競争参加資格がないものとする。
 - ① 内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
 - ② 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。
 - ③ 記載された業務実績が同種、類似業務と認められない場合。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく価格「調査基準価格」を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行う。

- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを行い、落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目 2-2
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 経理課 専門調査官
TEL 019-624-3214 (直通)
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
- ① 電子入札システムにより交付する。なお、交付期間は、公告日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日9時00分から18時00分（ただし、最終日は14時00分）までとする。
- ② やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)により電子データを交付するため、上記(1)担当部局へ、その旨連絡すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限等
提出期限：令和6年2月21日(水) 14時00分
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着）（以下「持参等」という。）のいずれかにより、上記(1)担当部局へ提出すること。
- (4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により上記4.(1)に提出すること。
入札期限：令和6年3月19日(火) 14時00分
開札日時：令和6年3月21日(木) 11時00分

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 納付
- (3) 入札の無効
- ① 入札期限までに、入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから本業務の入札説明書及び全ての配布資料（差替・変更分含む。）をダウンロードしていない者、又は契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けていない者のした入札は、無効とする。
- ② 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)担当部局に同じ。
- (7) 契約図書に定める事項に違反した行為が認められる場合は、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。
- (8) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。